確認書

## 【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第1項

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 平成22年3月26日

 【会社名】
 株式会社大塚商会

 【英訳名】
 OTSUKA CORPORATION

【本店の所在の場所】 東京都千代田区飯田橋二丁目18番4号

【縦覧に供する場所】 株式会社大塚商会関西支社

(大阪市福島区福島六丁目14番1号)

株式会社大塚商会中部支社

(名古屋市中区丸の内三丁目23番20号)

株式会社大塚商会神奈川営業部

(横浜市神奈川区金港町1番地4号)

株式会社大塚商会京葉営業部

(千葉県船橋市葛飾町二丁目340番)

株式会社大塚商会北関東営業部

(さいたま市中央区上落合八丁目1番19号)

株式会社大塚商会神戸支店

(神戸市中央区磯上通八丁目3番5号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注)上記の中部支社は、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としております。

EDINET提出書類 株式会社 大塚商会(E05099)

確認書

## 1【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 大塚裕司は、当社の第49期(自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

## 2【特記事項】

特記すべき事項はありません。